

上下水道

水道

こんなときには届け出を

引っ越しなどで水を出すときや止めるとき、使用者や所有者が変わったときは届け出てください。

水道工事

給水装置工事の新設・増設・修繕などの工事は、市が指定した指定工事事業者でないと工事ができません。

▶ お問い合わせ 上下水道お客様センター(☎65-3141)

料金の支払い、水道の開閉栓、水道加入金、給水申請等についてはこちらにお問い合わせください。

▶ お問い合わせ 上下水道お客様センター(☎65-3141)

給水装置設置資金貸付制度

水道に加入する際の加入金や工事資金の一部を無利子で貸し付けます。

- 貸付対象者 市民で市税等の滞納がなく、井戸水等から水道水に切り替える方
- 対象資金 水道加入金、給水装置(メーター)までの引込み工事費等
- 貸付限度額 50万円
- 利息 無利息
- 返済期間 40か月以内(均等償還)
- 連帯保証人 市民で市税等の滞納がなく、貸付対象者と別生計の方1人

▶ お問い合わせ 企業経営課料金係(☎65-3697)

飲用水等給水施設整備事業費補助金

水道水未普及地域において井戸や給配水管など、給水施設の新設・改修に要する費用の一部を補助します。

- 対象区域 水道水未普及地域(給水区域以外の区域)
- 対象者 市民で市税等の滞納がない個人または共同利用者
- 対象資金 住宅に、井戸、給配水管、貯水設備、浄水設備等の給水施設を新設または改修するために必要な費用
- 補助率 対象経費の2分の1
- 補助限度額 個人:100万円、共同利用者:100万円/戸

▶ お問い合わせ 企業経営課水道経営係(☎65-3142)

料金の支払い方法

口座振替のお申し込みは、預金通帳・口座届出印をもって金融機関で手続きしてください。市内に本店・支店のある金融機関とゆうちょ銀行、郵便局が利用できます。

なお、コンビニエンスストアでの現金納付やスマートフォン決済でのお支払いも可能です。

▶ お問い合わせ 上下水道お客様センター(☎65-3141)



上下水道

広告

あなたを潤し続けるために横山設備は存在します。





株式会社 横山設備
鹿沼市茂呂2509-5
TEL.0289-74-7605 FAX.0289-74-7606




柔軟な発想と高い技術力
わたしたちは環境に貢献する企業です。



Flexible ideas and high technology
We are the enterprises that contribute to the environment.



環境衛生施設総合コンサルタント
油圧空圧自動機械コンベアー設計製作施工

株式会社 新成エンジニアリング



本 社 栃木県宇都宮市飯田町87-6
TEL.028-649-3331 FAX.028-649-3332
営業所・工場 栃木県鹿沼市白鳥田628-5
TEL.0289-66-5997 FAX.0289-64-3691
ホームページ <https://shinsei-eg.com/>

下水道

公共下水道

公共下水道が使用できるようになったら(供用開始)、汲み取り式便所は3年以内に、また浄化槽を使用している場合でも下水道への接続が義務づけられています。また、水洗工事は市の下水道排水設備指定工事店でないとできません。

水洗便所改造資金貸付金

工事	貸付金額	償還回数
既存のし尿処理浄化槽を廃止して公共下水道に接続させるための工事	14万円以内	40回以内 (3年4か月以内)
汲み取り式便所を水洗便所に改造して公共下水道に接続させるための工事	便所1か所26万円以内 便所2か所以上44万円以内	

水洗便所設置資金補助金

貸し付けを受けずに下水道への改造工事をした場合13,500円を補助します。(供用開始から3年以内に限り)

▶ お問い合わせ 企業経営課料金係(☎65-3697)

浄化槽設置費補助

快適な生活環境の実現と、河川等の公共用水域の水質を保全するため、適切な処理能力のある浄化槽設置者に対して経費の一部を補助します。また、設置にあたって単独処理浄化槽やくみ取り槽を撤去する場合の費用と、切替えに伴う宅内配管工事の費用の一部を上乗せ補助します。

補助対象区域

以下の区域を除く鹿沼市内全域

- 公共下水道認可区域
- 農業集落排水事業処理区域

補助対象者

- 住宅(延べ床面積の2分の1以上を住居として使用する建築物を含む)に処理能力区分10人槽以下の合併処理浄化槽を設置する人

補助金額

- 設置費補助 (R8年度現在)

人槽区分	補助金額
5人槽	332,000円
7人槽	414,000円
10人槽	548,000円

- 撤去費補助
 - 単独処理浄化槽 撤去に要した経費(上限15万円)
 - くみ取り槽 撤去に要した経費(上限12万円)
- 宅内配管工事費補助
 - 配管工事に要した経費(上限33万円)

▶ お問い合わせ 企業経営課下水道経営係(☎65-3241)

雨水活用設備(貯留槽・浸透槽)設置費補助

雨水の流出抑制と有効利用を図るため、雨水活用設備(雨水貯留槽・雨水浸透槽)を設置する人に費用の一部を補助します。

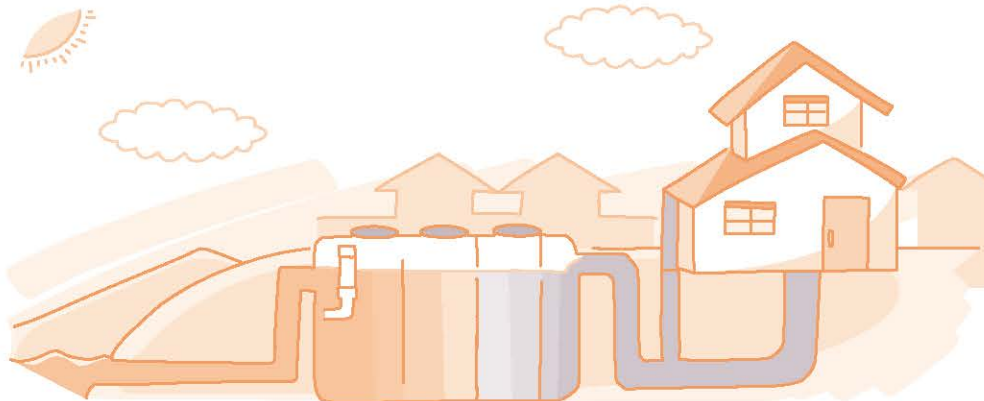
対象区域

- 雨水貯留槽:市内全域
- 雨水浸透槽:市内の市街化区域、または用途地域

▶ 補助金額・補助限度

区分		補助金額	補助限度
雨水貯留槽	市販専用製品を設置する場合	設置に要した経費の2分の1以内の額	1建築物につき1基。30,000円
	自主製作品を設置する場合	5,000円	1建築物につき1基
雨水浸透槽	単独で設置する場合	設置に要した経費の2分の1以内の額	1建築物につき4基。50,000円
	同一年度内に、原則として隣接する建築物が集団で設置する場合。ただし、集団とは10建築物以上とする。	設置に要した経費の2分の1以内の額	1建築物につき4基。70,000円

▶ お問い合わせ 企業経営課料金係(☎65-3697)



下水道